

報告第10号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年6月1日提出

日出町長 安部 徹也

- 1 和解の相手方 日出町 個人（1件）
- 2 和解の要旨 町は、相手方へ損害賠償金294,370円を支払う。
- 3 事件の概要 令和7年12月9日午後5時35分頃、藤原地区公民館敷地内において、相手方が所有する自動車が側溝の上を通過する際、側溝に敷設のグレーチングが跳ね上がり、運転席側ドア下方部分を損傷させた。怪我人はなし。
- 4 専決年月日 令和8年4月28日